

令和3年度第3回長浜市みどりの基本計画改定委員会 会議録

日 時	令和3年11月8日(月) 10:00~11:00
場 所	長浜市役所本庁舎3階 3-Bコミュニティルーム
出席者	出席：村上委員長、川瀬副委員長、高木委員、高橋委員、二宮委員、野村委員、森川委員(以上7人) 欠席：伊夫伎委員、福井委員、安野委員(以上3人) 傍聴者：なし 事務局：都市建設部 伊藤次長 都市計画課 井口課長、陌間係長、蒲生主幹、山階主査

■会議録

1 開会

2 委員交代の報告

滋賀北部森林組合より、石谷委員に代わり、伊夫伎委員に就任いただいたことを事務局より報告。

3 会議の成立について

過半数の出席により会議が成立していることを事務局より報告。

4 みどりの基本計画改定案について

【委員長】

では次に次第の3「みどりの基本計画の改定について」、事務局から説明願う。

【事務局】

～資料2・資料3・資料4について説明(内容省略)～

【委員長】

改定案及び委員からの意見への対応、庁内の意見への対応について説明があった。資料4の改定案についてまたは今説明のあった内容について、皆様の意見は。

【委員】

基本方針の1つに「みどりを守る」というのが1番にあるが、10月29日の中日新聞びわこ版に記事があるが、江戸後期以降の近世の庭について長浜の100の庭がお庭プロジェクトとして冊子にまとめられている。

個人の家の庭がなくなってきていて、まちなかの緑地がなくなっていることに繋がっている。長浜には立派な庭がまだ残っている。これも放っておくと守られない。せっかくお庭プロジェクトとしてまとめられているので、これを後世に残していくことはできないか。古い庭は家ごと解体ということも結構あるので、みどりを残していくことが何かできないか。長浜では良い取り組みが行われている。

【委員長】

改定案の70ページには庭園文化の継承という項目があるが、これは特定の名勝に指定されているような著名な庭園に限ったもので、伝統的な家屋に付帯する庭園についても継承していくべきという意見かと思う。実際に調査された成果があるので、もう少しきめ細

かいというか隅々まで行き渡るような方向で広げるという書きぶり、というご意見でよろしいか。

【委員】

記事にもあるが、小堀遠州は長浜から出ているが、辻宗範、勝本宗益、布施宇吉という名前まで載っていて、民間の調査でなかなかここまで調査されているものは無い。

せっかく長浜でこういう調査をされているので、これをみどりの基本計画に生かしていく。古い寺などの庭だけでなく、立派な庭が長浜近辺には多いということだが、お金の問題も含めて家の持ち主自身が庭を残していこうという機運が少ない。せっかく人が住んでいる家でこれだけ立派な庭が100も残っているので、残せる何らかの行政的な配慮などがあれば良いと思う。

【委員長】

個人所有の家をどうやって保全していくかというのはなかなか困難な問題ではあるが、どこに貴重な庭が残っているかというのが調査によって明らかになっているので、改定案には今回こうしたことが明らかになっているということを加筆していただくことは必須ではないかと思う。

東近江市にあきんどの里（近江商人の屋敷）があるが、個人の方が手放されたのをNPO法人か市が借りたか買って地域で共同管理されて観光客にも見ていただけるような地域の交流の場としても活用されている事例もあるので、保全活用策をぜひ長浜市らしさを取り入れてもらいたい。

【委員】

補足だが、五個荘の庭なども鈍穴（どんけつ）流の庭が多いが、元は長浜から出られているということで、もっと自慢できるのではないかと思う。

【委員長】

商工振興課の意見で、工場立地法の準則条例が令和2年3月に施行され、特定工場の緑地割合が5%に減るという指摘があった。理由があつてのことだとは思いますが、みどりの基本計画の目標に対しては厳しい施策ということになる。計画でそこがあまり明言されていないのはよろしくないと思う。1つは65ページの事業所内の緑化の推進の記述で、先ほどの指摘と矛盾すると思うので、準則条例の制定によって特定工場敷地内の緑地の割合が減ることを前提とした内容をここに書いた方が良いのではないか。それ以外の工場の緑化によって一層の緑化を目指す等の取り組みにより、総量としてのまちなかの緑地の減少を防ぐという文言を入れることは必要ではないかと思う。

そもそも55ヘクタール減るということだが、長浜市内の市街地における緑地の面積が何ヘクタールなのか記載が無いと、そのうちの55ヘクタールというボリューム感が分からない。目標値は都市計画区域の面積に対するパーセンテージで記載されているが、57ページのところにも今後懸念される特定工場の緑地の減少について但し書きがあると伝わりやすいと思うのでぜひ検討されたい。

【委員】

森林マッチングセンターとの連携について、森林整備課が相当され、山村への移住の促進をされている。その活動が計画への記載されていない。マッチングセンターが相当活動されているので、みどりの基本計画にも何らかの位置づけをして、官民協働でやっている活動を記載していただきたい。

それと、前回の修正案のときは保存樹の記載があつたと思うが、保存樹の管理が全然できていない。歴史的に記念となる保存樹だから、今の時代で断ち切れてしまったら意味が

ない。保存樹の保全について今回の改定では現場の見学もしていないが、名越の四面山の松の木も保存樹に指定されているが荒廃したままになっている。計画に記載をするかはともかくとして、保存樹の保全について都市計画課で見直しをしてほしい。

【事務局】

計画への記載を含めて検討したい。

【委員長】

2つ意見をいただいて、1つ目のマッチングセンターとの連携は73ページに関連すると思われる。森林ボランティア団体と実際に森林を所有されている方とのマッチングをされる窓口があって、取り組まれている話だったと思うが、73ページの中に記載を追加することはできるのか。

【事務局】

記載を追加する形で対応したい。

【委員長】

保存樹については具体的な施策の中で書かれているのか。

【事務局】

他の項目とまとめる形で72ページの「まちのシンボルとなるみどりの保全支援」として記述している。

【委員長】

「まちのシンボルとなる」の前に「保存樹など」を加えるとより明確になるのではないかと。保存樹以外にもシンボルとなるみどりがあり、花の名所や鎮守の杜などもあるので、少しご検討いただければと思う。

【委員】

市内に街路樹としてハナミズキ等が植えられているが枯れているものがある。街路樹による市内の緑化については記載されているのか。さざなみタウン等の新しいで立派な施設があるが、街路樹についても記述されているか。

【事務局】

道路の緑化ということで65ページの下のところと74ページの上で公園・街路樹等の維持管理にかかる市民ボランティアの支援ということで記述している。

【委員】

街路樹の管理が問題。市役所の敷地も新しくできているが滋賀夕刊で指摘されたように全然管理できていない。新しい道のところはボランティアで管理されているようだが、管理ができていないものが多い。さざなみタウンも街路樹の管理ができていないのか。

市役所の周囲で市職員自らが活動する等、何か姿勢を見せてほしい。サツキも枯れたままになっている。啓蒙というか、呼びかけをしてほしいと思う。

【委員長】

65ページの道路緑化の推進は幹線道路の緑化の推進ということで書かれているが、74ページは市民ボランティアの支援ということでちょっと開きがあるというか、技術的な課題が正面から捉えられていないように見受けられる。

委員にご意見を伺いたいが、そもそも市内で街路樹について枯れているとか樹形が良くないとか皆さん認識されていると思うが、拡幅など要因があって刈られてしまうとか無くされてしまうという状況があるが、管理が良くないのか、植栽基盤、土や排水が良くないのか、樹種の選定が良くないのか、樹形の整え方に問題があるのか、技術的なところに問題があるのか、市民で管理するには限界があるのか。

【委員】

滋賀県内どこでも、街路樹を植えていただいているが、緑地が狭すぎるのが現状。無理して植わっていてこれでは木がかわいそう。それで枝が道路に広がってしまうから木っ飛ばしとか、地域住民の方の意見もあるが、適正な樹形を考えずにバンバン切ってしまうことが多い。

それと県内全域でも資格者の問題がある。県の方で街路樹の選定ということで最近土木関係の業者も剪定工事に参入されていて、資格要件にも造園施工管理士の資格があれば良いということになっているが、これは監督の資格であって作業する人の資格ではない。造園技能士の資格を要件に加えることを県にも要望している。土木事務所の中でも路線によっては造園技能士の資格を加えている事例も見られるが、今年は逆行している事例もあって、低木中木は技能士の資格要件をなくして草刈りと同じで良いというようになっていく。今まで全て技能士の資格要件を付けていたのが一部の路線で技能士の資格要件を削除しているものもある。技能士がいらないというのであれば土木屋が参入して草刈りと同じになってしまう。

街路樹は切るだけでなく植栽基盤ということで土の中がどうなっているかとか、近年は台風などで木が根元から折れてしまうとかがあって、樹木診断というのを樹木医も活用してもっとしていかないとだめだと思う。行政側からするとお金がないというのはどこの市町村も同じだと思うが。

それとボランティアについても業者にポイントを加算するなどされているが、業者もポイントのために参加しているが実際は片手間しかしてないという現状もあり、だからボランティアだけでは維持するのは難しいと思う。もしボランティアで維持管理するのであれば、多少は補助が無いと、地域でも単純なボランティアではなかなか担い手が無い。多少なりとも行政の補助が必要。

それと市民意識が低い。街路樹を剪定すると、自分のところの看板が見えないから木を切ってくれとか、落ち葉の掃除が大変だから切ってくれとか言われることも多い。

街路樹があることによって観光にも良いなどもあり、そういう所では事業者が落ち葉の掃除をされていることもあって、ゴミ袋くらい支給したらどうかと思うが、それも自前になっている。

【委員】

国道8号線の市内の道路は中央分離帯にアベリアがあって、業者が大規模に交通規制して葉刈りをしているが、県道や市道も専門業者がやらないと交通の安全ということもあってボランティアではできないのではないかと。樹木の種類は国道8号線はアベリアが増えている。

最初に樹木の選定するときから、住民が剪定しやすいものを選定してはどうか。

【委員】

アベリアは干ばつに強い。行政からするとすぐ枯れてしまう木は避けたい。最近は気候が変わってきて、干ばつに強い木を植えないと木が育たない。アベリアも代表的な木だと思う。

樹種の選定は住民に意見を聞かれても花がきれいとかそういう視点だけで、毛虫が付くとかは知らないことが多い。病虫害に強いとか干ばつに強いとかでみていくとある程度樹

種が限定されていく。

たとえば余呉の方にはサルスベリの街路樹があるが、確かに夏に3か月くらい花が付くが、放っておくとすす病になって真っ黒になってしまう。消毒しないといけないが殺虫剤を撒くと、これがまちなかであれば民家から苦情が来ると思う。そうやって考えていくと樹種は固定されていくと思う。

【委員長】

街路樹については65ページに3行で書かれているが、委員の意見はもっと広く深い意見をいただいたと思う。良好な樹形や樹勢を保てるような維持管理、植えた後も優れた道路景観を作り出すことを前もって考慮した緑化を推進しないといけない、ただ植えただけでは難しいというお話だったと思う。

また、植えた後も良好な状態で維持管理するには、優れた技術を継承する必要があるという指摘をいただいたと思う。特に剪定の技術、維持管理の技術、植栽基盤のお話もいただいた。このあたりをただ単に「道路緑化の推進」の一言で片づけるのではなく、いただいた意見を踏まえてこの部分を大きくというか行数も増やして記載していただければと思う。

【委員】

もう1つ、資格要件のことで先ほど造園技能士のことを話したが、街路樹に特化した資格として街路樹剪定士という資格がある。国家資格ではないが国交省が認めている日本造園建設業協会が認定しているそういう資格があって、だいたいは技能士を取ってから街路樹剪定士を取ることが多い。

最近はその県の職員や土木事務所、市町村の職員にも案内を出して聴講生という形で座学だけだが出席してもらっている。失礼だが木の名前も知らない職員が監督されていることがあって、木の勉強をしてから公共工事の発注をされないと、ただ単に切ってしまうばよいというものではないということで、行政側も勉強していただきたいと思う。

【委員長】

資格の話は、もう1つ新たに項目を加えた方が良くかもしれないと思う。72ページ以降の「みどりをつなぐ」の中にもう1つ、みどりを将来的につくっていくための技術の普及あるいは啓発を1段落加えて作っていただくことはできないか。あるいは、72ページが一番上の緑化活動の支援の中に緑化活動を行っていくために必要な内容なので、経済的支援・物理的支援・知的支援・空間的支援とあり、ここを上手く工夫していただくか、特に技術的な側面および良好なみどりについての啓発というところをうまく反映していただけないか検討いただきたいと思う。

これがあるか無いかで、市のみどりをきちんと将来的に、風格を持って作っていくという本気度が違うと思う。

【委員長】

基本計画は読み込んでいただかないと意見を出すのも難しいと思いますのでまた後ほどご意見をいただければ修正に反映していただけるということですが、今の段階でこれだけはどうしても口頭で共有されたい意見があれば…よろしいか。

5 今後のスケジュールについて

～資料5に基づき説明（内容省略）～

6 その他

【委員長】

第4回は2月の開催になるが、万一大雪などの場合は遠隔で参加できるか。

【事務局】

遠隔でできるように対応させていただきたい。

7 閉会

※ 資料を持ち帰りいただき、追加の意見や質問事項等あれば11月19日までに事務局あてに連絡いただくようお願い。

(終了)